

介護予防訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護事業者の概要

名 称	カンデラ・メディカルケア株式会社
代 表 者 名	赤坂 幸宣
所在地・連絡先	住所: 神奈川県横浜市港北区新横浜3-24-5 電話: 045-475-1515
業 務 概 要	訪問看護ステーションの運営

2 事業所の概要

事 業 所 名	カンデラ・メディカルケア世田谷本店
所在地・連絡先	住所: 〒158-0083 東京都世田谷区奥沢6-25-1 電話: 03-3703-0810 FAX: 03-3704-8810
事 業 所 番 号	1361291030
管理者の氏名	平山 亮
サービス実施地域	世田谷区・目黒区・大田区

3 事業所の職員体制

(2024年4月1日現在)

従業員の職種	人数 (人)	区分		備考
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者(看護師)	1	1	0	
訪問 従 業 員	看護師	3	0	
	理学療法士	6	4	
	作業療法士	1	1	
	言語聴覚士	0	0	
	事務	0	0	

4 営業時間・営業日

月曜日～土曜日 8:30～17:30 ※日・年末年始は休業

5 料金

介護保険の適応がある場合は、原則としてお客様の所得に応じ、料金表の利用料金の1割、2割、3割のいずれかがお客様の負担となります。

介護保険の限度額を超えての利用分においては、全額お客様の負担となります。

1) 訪問看護等サービスの基本料金

【看護師の場合】

サービス内容	1回あたりの料金	お客様負担額目安		
		3割	2割	1割
20分未満	3,454円	1,036円	691円	345円
30分未満	5,141円	1,542円	1,028円	514円
30分～60分未満	9,052円	2,716円	1,810円	905円
60分～90分未満	12,426円	3,728円	2,485円	1,243円

※ 20分未満の訪問は、週1回以上20分以上の看護師、保健師による訪問を実施している場合のみとなります。

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合】

サービス内容	1回あたりの料金	お客様負担額目安		
		3割	2割	1割
20分	3,226円	968円	646円	323円
40分	6,453円	1,936円	1,290円	645円

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問は、1週間に120分までが限度となります。

2) 追加料金・加算料金がかかる場合

- ・長時間訪問看護加算に該当しない方で、営業時間内に看護師訪問が90分を超える場合、追加時間により上記基本料金30分、60分、90分と同金額の追加基本料金を申し受けさせていただきます。
- ・夜間・深夜・早朝の訪問
お客様事由により18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問となった場合は、時間帯により以下の料金を申し受けさせていただきます。
 - <夜間(18:00～22:00)料金> 基本料金の25%加算金額
 - <深夜(22:00～6:00)料金> 基本料金の50%加算金額
 - <早朝(6:00～8:00)料金> 基本料金の25%加算金額
- ※ 緊急時対応のご契約をいただいているお客様において、1か月以内の2回目以降の緊急時訪問については、夜18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問時に、夜間、深夜、早朝割増料金がかかります。
- ※ 定期訪問以外で、お客様のご要望により訪問にお伺いした場合にも、料金は発生いたしますので、予めご了承ください。

3) 初回加算

過去2か月において、当ステーションから訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を行っておらず、新たに訪問看護計画を作成したお客様につきまして、初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。
また、お客様の介護度区分変更の結果、要支援から要介護に変更となった際に、新たに訪問看護計画を作成した上で、区分変更後初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

初回加算(Ⅰ)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
3,990円	1,197円	798円	399円

病院・診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

初回加算(Ⅱ)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
3,420円	1,026円	684円	342円

病院・診療所から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

4) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院、入所中のお客様に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合には、退院、退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を必要とする方は2回)退院時共同指導加算を算定させていただきます。

退院時共同指導加算(1回あたり)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
6,840円	2,052円	1,368円	684円

5) 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象のお客様で、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、1回あたりの基本料金に、下記長時間訪問看護加算を算定させていただきます。

長時間訪問看護加算(1回あたり)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
3,420円	1,026円	684円	342円

6) 特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とするお客様(厚生労働大臣が定める状態にあるお客様に限ります。)には、計画的な管理を行います。

利用料は1か月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定させていただきます。

特別管理加算(Ⅰ)(1ヶ月)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
5,700円	1,710円	1,140円	570円
- 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 - 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態			

特別管理加算(Ⅱ)(1ヶ月)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
2,850円	855円	570円	285円
- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、 - 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 - 真皮を超える褥瘡の状態 - 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態			

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のための訪問のお客様は、特別管理加算はかかりません。

7) 複数名訪問加算

同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、お客様やご家族様等の同意を得た上で、1回あたりの基本料金に、下記複数名訪問看護加算を算定させていただきます。(厚生労働大臣が定める基準のいずれかに該当する場合に限ります。)

【看護師と複数名で訪問する場合】

複数名訪問加算(Ⅰ)	1回あたり	お客様負担額目安		
		3割	2割	1割
30分未満	2,895円	869円	579円	290円
30分以上	4,582円	1,375円	917円	459円

【看護補助者と複数名で訪問する場合】

複数名訪問加算(Ⅱ)	1回あたり	お客様負担額目安		
		3割	2割	1割
30分未満	2,291円	688円	459円	230円
30分以上	3,613円	1,084円	723円	362円

※ 厚生労働大臣が定める基準

- ①お客様の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められた場合
- ③その他お客様の状況から判断して、①または②に準ずると認められる場合

8) サービス提供体制強化加算

下記の厚生労働大臣が定める基準を満たし届出をしている訪問看護事業所の場合、1回あたりの基本料金に、下記サービス提供体制強化加算を算定させていただきます。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回あたり)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
68円	21円	14円	7円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1回あたり)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
34円	10円	6円	3円

※ 厚生労働大臣が定める基準

- ①研修計画を作成し、計画に従い研修を実施している
- ②お客様の情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
- ③健康診断を定期的に実施している
- ④提供加算(Ⅰ)については勤続7年以上の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が30%以上である。
提供加算(Ⅱ)については勤続3年以上。

9) 看護体制強化加算

下記の厚生労働大臣が定める基準を満たし届出をしている訪問看護事業所が、医療ニーズの高いお客様への訪問看護の提供体制を強化した場合、下記看護体制強化加算を月に1回算定させていただきます。

看護体制強化加算(Ⅰ)(1ヶ月)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
6,270円	1,881円	1,254円	627円

看護体制強化加算(Ⅱ)(1ヶ月)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
2,280円	684円	456円	228円

※ 厚生労働大臣が定める基準

イ) 看護体制強化加算(Ⅰ)

- ①算定する月の前6か月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である
- ②算定する月の前6か月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である
- ③算定する月の前12か月間において、訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である

ロ) 看護体制強化加算(Ⅱ)

- ① イ①および②に掲げる基準のいずれも満たすこと
- ②算定する月の前12か月間において、訪問看護事業所におけるターミナル加算を算定した利用者が1名以上である

10) 別途料金(全額お客様負担)

- ①交通費: 通常のサービス地域以外についてのみ、所定の交通費(実費)が必要となります。
- ②在宅終了者訪問処置料: 訪問看護を利用されているお客様が、在宅で死亡診断を受けその後の処置を訪問看護ステーションに希望されるときは、介護保険外で看護師が訪問して行います。

在宅終了者訪問処置料(エンゼルケア)	20,000円
--------------------	---------

11) その他料金について

詳細は、別紙の料金表をご確認ください。

6 お客様負担金のお支払い

① 支払方法

- ・自動引落としてお願い致します。銀行・郵便局口座の自動引落としがご利用いただけます。
詳細は別紙を参照してください。

- ② 領収書は入金確認後に発行いたします。尚、再発行は致しませんので大切に保管してください。

7 キャンセル

- ① サービスの利用をキャンセルする場合には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先(カンデラ・メディカルケア世田谷本店) 03-3713-0810

- ② お客様の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日のキャンセルは、お客様負担の100%相当額のキャンセル料を申し受けさせていただきます。
ただし、お客様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

8 緊急時の対応について

① 通常契約のお客様

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、すみやかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族様等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。
営業時間外の夜間や休日等に容体の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてご相談ください。

② 緊急時連絡対応体制のご契約のお客様

訪問看護（看護師による訪問）をご利用のお客様は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいたお客様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。
契約にあたりましては、担当の看護師とご相談の上、ご決定ください。

緊急時訪問看護加算(1ヶ月)	お客様負担額目安		
	3割	2割	1割
6,543円	1,963円	1,309円	655円

※ 訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算料金の他に、訪問ごとに料金が発生します。

詳細は5. 料金 2) 追加料金・加算料金がかかる場合をご確認ください。

＜緊急時対応体制についてのご注意点＞

- ・ 平日の営業時間外・休業日には緊急連絡体制により、介護相談および臨時訪問も行います。
対応には当ステーションの看護師が当番制にあたります。病状によりましては医療機関への救急が必要になる場合もあります。お電話にてお話を伺いし、状況に応じて対応させていただきます。
- ・ 夜間・深夜の定期訪問サービスはございません。

9 事故発生時の対処法について

サービス提供中に事故が発生した場合には、すみやかにお客様のご家族等緊急時連絡先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ① お客様がけがをされた場合、けがの状態、現場状況等を確認し、状態に応じて救急隊、主治医、居宅介護事業者等へ連絡し、必要な対処をいたします。
- ② 物損事故が発生した場合、お客様のけがの状況、破損物の状況や程度を確認し、追って破損物の写真撮影等にお伺いし、必要な対処をいたします。
- ③ 訪問にあたり、担当スタッフ自身がけがをしてサービス状況に支障が出た場合は、振り替えやお休み等、お客様とご相談の上、適宜対応いたします。

10 個人情報の取り扱いについて

事業者は、お客様へのサービスを実施していくにあたり、下記の通り個人情報の提供を行います。
ここでいう「個人情報」とは、氏名、生年月日、住所、連絡先をはじめ看護師・リハビリ職員による看護・リハビリ内容の要約や、各種画像、動画撮影などがあります。

- ① 主治医やケアマネジャー等へ「訪問看護計画・報告書」を毎月提出
- ② 保険者へ「居宅サービス介護給付費明細書」を毎月提出
- ③ 医療機関または介護保険施設に入所される際に「訪問看護サマリー」を提出
- ④ 関連する医療機関、介護サービス事業者、区などの公的機関、ご家族等に対するお客様の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話やFAXなどによる連絡等

11 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下理学療法士等)の訪問について

訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環として、看護師の代わりに理学療法士等が訪問することとなっております。訪問看護計画書および報告書の作成について、お客様の状態について適切に評価を行うため、看護師との連携をとっての作成となることから、当ステーション看護師が通常の理学療法士の訪問とは別に一度訪問させていただきます。その後は3ヶ月に1回程度、同様に訪問させていただきます。なお、市区町村によって3ヶ月に1回以外での頻度での看護師訪問を定めている場合は、その頻度に応じて対応いたします。看護師の定期的な訪問に伴う費用については、5. 料金 1)訪問看護サービスの基本料金に準じて算定し、ご請求させていただきます。

また、40分を基本とし、サービス開始から12か月以内の卒業を目標として対応させていただきます。

12か月後の対応につきましては、身体状況や意向を踏まえ対応させていただきます。

12 事業所の運営方針

「人を見る、生活を視る、地域を見る」を基盤とし、常にお客様から頼られる存在であり続けるため、質の良いサービスを提供してまいります。

13 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします。

事業所内相談窓口:03-3703-0810 担当:平山 亮

次の公的機関においても相談ができます。

○ お住いの区の高齢福祉に関する相談窓口

・世田谷区	九品仏あんしんすこやかセンター	03-6411-6047
	奥沢あんしんすこやかセンター	03-5726-3511
	等々力あんしんすこやかセンター	03-3705-6528
	深沢あんしんすこやかセンター	03-5779-6670
	上野毛あんしんすこやかセンター	03-3703-8956
・大田区	福祉部介護保険課介護サービス担当(区役所本庁舎)03-5744-1655	
・目黒区	南部包括支援センター	03-5724-8033
	西部包括支援センター	03-5701-7244

○ 東京都国民健康保険団体連合会

所在地	:東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階
TEL	:03-6238-0177(介護相談窓口担当係)
受付時間	:午前9時より午後5時まで(土日祝祭日を除く)

14 お客様へのお願い

介護保険被保険者証の区分変更や更新があった場合には、ご提示またはコピーを一部ご提出いただきますようお願い致します。

また、「介護保険負担割合証」の負担割合が変更になった場合も、ご提示またはコピーをご提出いただく場合がございますので、ご協力をお願い致します。

令和 年 月 日

サービスの締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都世田谷区奥沢6-25-1
	名称	カンデラメディカルケア世田谷本店

説明者	平山 亮
-----	------

サービス契約の締結にあたり、説明を受け同意しました。

【お客様】ご住所 _____

お名前 _____

【代理人】ご住所 _____

お名前 _____
お客様とのご関係（ ）